

報告第 4 号

損害賠償の額の決定について

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

令和 7 年 6 月 10 日提出

飛驒市長 都 竹 淳 也

記

項 目		内 容
発生日時・場所		令和 7 年 2 月 10 日 午後 2 時 50 分頃 飛驒市古川町 XXXXXXXXXX
事故の概要		古川町杉崎地内において、スクールバス運行委託業者がバス車両を運転中、交差点で赤信号のため停車していたが、左前方向からダンプが右折してきたため車両を後退させたところ、後方確認が不十分であったため、停車していた車両に接触し、相手車両を破損させた。
相手方		飛驒市古川町 XXXXXXXXXX XXXXXXXXXX
相手方損害額		285,715 円
市の過失割合		100%
損害賠償金		285,715 円
内 訳	保険金	285,715 円
	一般財源	0 円
専決年月日		令和 7 年 4 月 1 日 専決第 4 号